
論 説

台湾の国際倒産法草案について

酒 井 一
王 欽 彦

1 はじめに

台湾において、2016年4月、破産法を全面改正する政府草案（法律名を「債務清理法」に改称）が国会（「立法院」）に提出された。そこには国際倒産に関係した改正提案も含まれている。本稿では、台湾の倒産に関する現状と涉外倒産法について確認し、国際倒産に関連する改正提案に関する紹介と若干の検討を試みる。

2 台湾の倒産法制の現状

(1) 法改正の経緯

台湾の現行「破産法」は、中華民国が台湾に移る以前の1935年に中国大陸で制定されたものであり¹⁾、和議と破産を含む（他方、会社法第5章第10節282条以下に会社整理手続の制度があり、同第12節に特別清算の制度が置かれている）。これまで3度の小規模な改正が行われただけで（最終改正1993年）、時代遅れとの批判がされてきた。そこで、司法院は、1993年に破産法研究修正委員会を立ち上げ、法改正案の起草作業に着手した。2004年には改正草案を完成し、これが国会に提出されたが、国会の改選によって廃案となってしまった。

2005年にはクレジットカードの過度な使用により過大な債務を背負う

1) 中国大陸における最初の近代的な破産法は、清国が1906年に施行した破産律である。また、中華人民共和国の最初の破産法は、1986年の「企業破産法（暫定法）」であり、1991年に民事訴訟法において破産手続に関する章が増訂され、2006年に新「企業破産法」は制定された。徐陽光「認真對待破産法」月旦財經法雜誌38号（2016年5月）23頁。

消費者が増加し、社会問題にまで発展したため、司法院は、2006年に消費者倒産法（原語：「消費者債務清理条例」）の法案を作成し、2007年6月にこれが国会で可決され、2008年に施行された。

廃案となった破産法修正案はその後も引き続き司法院で検討されてきた。2010年11月、司法院は、さらに6名からなる「破産法研究修正グループ」を立ち上げ、草案を再検討し、2016年に新たな政府草案が完成され、国会に提出されるにいった。

(2) 倒産件数

台湾では破産件数は多くない。司法統計によれば²⁾、消費者倒産の件数は、2014年に16524件、2015年に16039件、2016年に18243件である。そのうち約7割は、金融機構が債権者である場合に適用される強制和解・強制調停の認可申立事件である³⁾。それらを除くと、裁判所への消費者倒産申立件数は、2015年に4480件、2016年に4836件となる。一方、破産手続の申立件数（地裁）は、2014年に132件（申立棄却99件、破産宣告14件）、2015年に162件（申立棄却130件、破産宣告17件）、2016年に203件（申立棄却154件、破産宣告24件）である。経済規模や人口（日本の人口は台湾の約6倍である）などに鑑み単純に比較することは妥当でないとしても、2008年の日本の破産新受件数が約14万件（うち個人破産約13万件）である⁴⁾のと比べて、台湾の破産事件数が少ないように映る。

(3) 倒産手続が利用されない要因

破産は不名誉なことであり、破産による免責が「父債子還」の伝統概念に調和しないとする台湾の社会通念が破産手続の利用を抑止する要因のひとつと考えられる。債権者においても、元々中国からの移（難）民から構成される台湾社会は倒産による損失を諦める傾向があるのかもしれない。もっとも、法制度自体にもより大きな原因が認められる。

2) 司法院のHP (<https://www.judicial.gov.tw/juds/>) 参照。

3) 消費者債務清理条例 151 条以下。

4) 山本和彦ほか『倒産法概説』（2010年2版）40頁。

① 裁判所の視点

1935年破産法は当然免責制を採用⁵⁾。破産詐欺罪を犯して刑を宣告される場合を除いて、破産者は、配当がされれば、配当率を問わず一律に免責される（破産法149条）⁶⁾。破産者を優遇するものであり、債務者が破産を申し立てるインセンティブになるが、債権者にとっては不利な制度であるため、裁判所が破産を開始しにくくしている。

ア たとえば2006年12月14日最高裁95台抗757号決定の事例において、高裁は、破産申立を棄却した地裁の決定を維持するにあたり、配当率が10%未満と予想されるから、債権者の利益を考慮すると債務者が免責されるのは不当である、とした。最高裁は、免責は破産手続終了の効果であり、破産宣告の当否の考慮要素ではないとして高裁の決定を取消した。なお、差戻しを受けた高裁は、手続費用の不足を理由に再び破産申立を棄却した⁷⁾。

イ 破産申立以前の一定期間に債務者に浪費行為があるとき、裁判所は、信義則に反することを理由に、破産を認めないことがある⁸⁾。借金するまで先物に投資して損失を積み重ねた債務者を非難するとともに、財産隠匿の疑いもあり、債務を免れるために破産制度を濫用するものと指摘し、破産の申立てを許可しなかった例もある⁹⁾。

ウ 債務者の財産が手続費用を賄えないほど僅少な場合、破産手続を行う実益がないとして、破産申立を棄却すべきとされる¹⁰⁾。債務者が自然人

5) 立法理由は、「債務者が破産に至り既に不幸な地位にあり……未済の債権を消滅させずに随時強制執行を許すのでは、債務者には酷すぎ、我が国の固有慣習にも符合しない……それに…膨張主義を取るので、債権者の利益の保護には既に周到であるから、同時に債務者のことも考慮し、窮境に陥ることを避けるべき…」という。陳計男『破産法論』（2009年3版）268頁に収録された「中華民國破産法草案初稿説明書」を参照。

6) 債権者が全く弁済を受けていないのであれば、請求権は本条規定により消滅することはない。2015年4月23日最高裁104台上698号判決。

7) 最高裁96台抗598号決定。

8) 2007年9月20日最高裁96台抗660号決定。なお、破産法156条によれば、破産宣告以前1年以内において、浪費・射倖行為をして、よって財産が顕著に減少または過重な債務を負うようになった場合では、過急破産罪として1年以下の懲役が処せられる。

9) 2008年7月24日最高裁97台抗482号決定。

10) 1936年の司法院解釈、1960年最高裁台抗96号決定、最高裁86台抗479号決定、最高裁96台抗255号決定など；陳計男『破産法論』116頁ほか多数説である。許士宦『債務清理法之基本構造』（2008年）379頁を参照。なお、破産法148条は、「破産宣告後、もし破産財団は財団費用および財団債務をまかなう財産が足りないと

である場合、それは債務を負い続けることを意味し、「父債子還」の社会通念に合致する。しかし、債務者が法人である場合、破産申立が棄却されると、その法人が存続することは適切でない。破産を宣告して後に手続を廃止するほうが適切に思われる¹¹⁾。判例・通説の背後には、破産により当然に免責されるのが不衡平だという感覚があるのかもしれない。なお、2007年消費者倒産法132条以下は、裁判所の決定により免責するという制度を採用する。2012年から2016年までのおよそ半数の事件で免責が認められなかった。2016年の免責率は59.73%である。

裁判所は破産宣告につき厳しい態度を取っているため、債務者の破産申立が抑止されてきた、と考えることができよう。

② 債権者の視点

債権者の側から見れば、債務者の破産を申し立てるメリットは多くなかった。(i) 配当において平等主義を採る台湾の強制執行手続が、かねてより機能不全に陥っていた破産手続に代替する機能を果たしていた¹²⁾。1996年の強制執行法改正以前においては、債務名義を有しない債権者も配当要求をすることができ(34条)、(債務者と通謀のうえ)虚偽の債権届けを助長しただけでなく、破産制度との役割分担を曖昧にした¹³⁾。(ii) 破産法の規定の不備も挙げられる。たとえば、否認権について、専ら民法の債権者取消権の規定による¹⁴⁾。破産法79条が偏頗行為の否認について規定するが¹⁵⁾、そのためだけに費用と手間をかけて破産手続を行う実益は十分でないかもしれない。

き、裁判所は破産管理人の申立て、決定で破産を終了すべきである」、と定める。ちなみに、ドイツ1994年破産法26条もこの場合では破産申立を却下すると定め、比較法的には特異な制度だといわれる。伊藤真『破産法・民事再生法』(2014年3版)178頁。

- 11) 消費者倒産法85条および破産法改正草案142条は、同時破産廃止の制度を導入した。
- 12) 許士宦『強制執行法』(2017年2版)172頁。
- 13) 民国85年(1996)強制執行法34条の改正理由を参照。
- 14) 「債務者が破産宣告前にした無償又は有償の行為は債権者の権利を害し、民法の規定により取り消すことができる場合、破産管理人は裁判所に対してその取消しを申し立てなければならない。」(台湾破産法78条)。
- 15) 「債務者が破産宣告(前)6ヶ月以内に行った下記の行為を、破産管理人は取り消すことができる：一、現存の債務に担保を提供すること。ただし、破産宣告前6ヶ月以前に担保の提供を承諾した場合はこの限りでない。二、履行期未到来の債務を弁済すること。」(台湾破産法79条)。

制度上の不備により債務者の破産申立があまり許可されず、債権者にとって破産の実益が多くないことが、破産件数の少ない原因だと考えられる。今般の全面改正によって合理的な制度構築が達成されたならば、倒産の利用も多くなるかもしれない。

（4）国際倒産法の現状

1935年破産法4条は、「外国で成立された和議、外国で宣告された破産は、債務者あるいは破産者の中国（中華民国を指す）における財産について、効力を生じない」と定め、属地主義を採る¹⁶⁾。

① 外国倒産手続の承認

外国倒産手続の効力が承認されないことについて、台湾高裁 103 抗 179 号決定の事例が参考になろう。横浜地裁で倒産手続を開始された日本のQ社が台湾国内に有する財産に対して、台湾の債権者による仮差押えの申立てが許可された。これに対してQ社の管財人は、倒産手続の開始により当該財産は破産財団に属するから債権者の権利行使は倒産手続によるべきこと、当該台湾の債権者は横浜地裁にすでに債権届出をしているので本件仮差押は信義則に反すること等を主張し、抗告した。台湾破産法4条により日本の倒産手続は台湾で効力を有しないととして、抗告は棄却された。

外国倒産手続を承認しない事例として、他にも、債務者が米国裁判所で破産を宣告されたにもかかわらず、破産宣告前に下された当該債務者の弁済を命ずる米国判決の執行が許可された事例（2006年5月30日台南高裁95重上13号判決）や台湾証券取引所上場の日本法人に対する東京地裁の会社更生手続開始決定の承認申立が棄却された事例（2012年5月24日台北地裁101聲355号決定）、韓国ソウル地裁の倒産開始決定の承認申立が棄却された事例（2014年12月31日台北地裁102抗323号決定）、中国江西省人民法院の倒産宣告の承認申立が棄却された事例（2016年3月31日新竹地裁105陸許1号決定）等がある。

16) 共産主義国家である中国（中華人民共和国）においては、2006年「企業破産法」に国際倒産の一般規定が置かれている（同法5条）。

② 外国管財人の提訴権限

もっとも、外国管財人が台湾で提訴する権限は承認されている。

(i) 英国法人の破産管財人が英国判決の執行判決を求めた事案で、台湾高裁は外国法人の準拠法に基づいて外国管財人の原告適格を認めた¹⁷⁾。

(ii) P社の行った弁済がドイツの有限責任会社法に違反することを理由として、P社のドイツの倒産管財人が提起した返還請求訴訟において、台湾高裁は管財人の当事者適格を肯定した¹⁸⁾。デュッセルドルフ裁判所が破産手続を開始した後は、P社はその財産に対する管理処分権を失い、破産財団に関する訴訟に関しては管財人が原告又は被告となるべきであり、破産法4条は本件当事者適格に関係しない、という。

(iii) 台湾高速鉄道会社に融資を提供する香港法人L社は、F銀行に融資の管理を委託し、台湾高鉄が支払った利息等をF銀行が受領してL社に転送するよう取り決めた。L社に対して2008年9月に香港の裁判所で倒産手続が開始された後、F銀行は、台湾高鉄が2009年10月に支払った2億元をL社に転送しなかった。L社の管財人がその支払いを求める訴えを提起した。最高裁は、管財人の訴訟追行権を肯定した¹⁹⁾。

(iv) 韓国の海運会社Sは、香港法人から給油代金の支払を求める訴えを提起された。一審手続係属中に、Sが韓国釜山地裁で破産を宣告された。原告は管財人による訴訟の受継を申し立て、高裁はこれを許可した²⁰⁾。

③ 破産財団（海外資産）

台湾の倒産法には日本の大正11年の旧破産法3条1項のような明文規定がないにも関わらず²¹⁾、台湾の通説・裁判例は、属地主義の帰結として、債務超過の有無を判断する際、債務者の海外資産は考慮されない、とする²²⁾。外国会社が台湾会社の破産を申し立てた事例ではあるが、ドイツC社が台湾のS社に対して損害賠償の勝訴判決に基づいて強制執行を申立てたところ、S社には資産がないことが判明したため、C社がS社に対する

17) 2016年6月8日台湾高裁104重上661号判決。

18) 2010年6月22日台湾高裁98重上683号判決。

19) 2013年1月30日最高裁103台上193号判決。

20) 2017年6月20日台中高裁103重上129号判決。

21) 「日本ニ於テ宣告シタル破産ハ破産者ノ財産ニシテ日本ニ在ルモノニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス」。

22) 許士宦「債務清理法制之新進展（下）」月旦法學241期（2015年6月）186頁。

破産宣告を申し立てた。S社は、台湾国内の資産は少ないものの、サモアの金属会社への投資を通じて中国の金属会社に4千万台湾元の間接投資があると主張し、債務超過にあることを争った。台湾高裁は、破産法4条が属地主義を採用し、破産原因の有無を判断する際に債務者の海外資産を考慮すべきでない、とした²³⁾。

3 国際倒産法草案の概要～日独法との比較

2016年4月、337条に及ぶ「債務清理法」草案（以下「台湾法草案」又は単に「草案」という）が立法院（国会）に提出された。つぎに、台湾法草案の規定を日本とドイツの国際倒産法に関する規定と比較しつつ概観する。

(1) 外国倒産手続の承認

① 台湾法草案の規定

草案は、第6章「外国倒産処理手続」に外国倒産手続の承認に関する規定を置き、属地主義を撤廃する（297～320条）。第304条の立法理由において、「我が国の倒産処理手続の効力が債務者および利害関係者の外国所在の財産に及ぼすのは当然で、規定を置くまでもない」とする。

外国倒産手続の承認申請は、その管財人が行う。管財人がいない場合には、債務者が行う。承認手続は台北地裁の管轄に専属し（297条）、管財人又は債務者は台湾国内に代理人を置かなければならない（298条3項）。

台北地裁は承認の可否につき決定で判断する。承認決定は公告され、また、裁判所は職権で登記機関にその登記を嘱託する（301条）。承認拒絶事由として、倒産手続を開始する外国裁判所が台湾法により管轄権を有しないこと、台湾国内の債権者の利益が不当に害されること、台湾の公序良俗に反すること、が列挙される（299条）。間接管轄の判断にあたって、草案7条1項の国際管轄の規定が参考となる²⁴⁾。また、当該外国が台湾

23) 2015年4月30日台湾高裁104破抗6号決定。

24) 草案7条1項は、「債務者または遺産が本法の手続に従って債務を処理されるのは、中華民国において事務所、営業所、住所、居所または財産がある場合に限る」

の倒産手続を承認しない場合、裁判所は当該外国の倒産手続を承認しないことができるとし、厳格な相互（互惠）主義は採られていない。承認される外国倒産処理手続は、条文上、外国裁判所の手続に限られるが²⁵⁾、外国の行政機関が行う倒産手続も承認される（320条）。

承認された外国倒産手続は、債務者が台湾に有する財産に対しても効力を有する（304条）。効力の発生時点は、外国裁判所の手続が開始した時点で遡る（309条）。

② 日本の承認援助法

日本では「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」（承認援助法）が、外国倒産手続の承認に関して規定する。

承認援助法による援助手続は、外国倒産手続に必要な援助処分を行うのみであって、債権の届出・調査・確定、配当、再建計画の策定などは、すべて外国倒産手続において行われ、日本国内の債権者は、外国手続に参加し配当を受けることになる²⁶⁾。外国倒産手続の承認手続が設けられているが、承認によって直接何らかの効果が発生するものではなく、当該外国倒産手続に対して日本の裁判所が援助処分をすることができるにすぎない。債権者・債務者の法律関係に影響はない²⁷⁾。日本の裁判所が債務者の財産に関する訴訟の中止（25条）、債務者の業務及び財産に関する処分禁止、弁済禁止（26条）などの援助処分をしなければ、外国倒産手続は日本では何ら効力を有しない。援助処分としての「管理命令」がされることによって、債務者の財産の管理処分権が日本の裁判所の任命した承認管財人に移転する（32条）²⁸⁾。外国手続の管財人が日本で否認訴訟を提起しようとする

と定める。立法理由において、これは国際管轄を定める規定とされ、日本の破産法4条1項と類似する。

日本法は財産所在地の管轄を認めるが（破産法4条）、債務者の住所・居所・営業所・事務所がなく、単に財産所在地で行われる外国倒産手続は、承認しない（外国倒産承認援助法17条）。「単なる財産所在地国の従手続は関連性に乏しい」というのが理由である。山本和彦『倒産処理法入門』280頁。台湾法は、外国倒産処理手続の承認にあたって、そのような制限がない。

25) これは、「外国裁判所倒産処理手続の承認」という法文から明らかである。

26) 深山卓也ほか『新しい国際倒産法制』（2001年）13-14頁。

27) 深山卓也ほか・注26）17頁。承認援助法2条5号を参照。

28) 谷口安平ほか『レクチャー倒産法』（2013年）285頁は、原則として外国管財人が選任されるべきとする。

る場合、日本裁判所の承認決定と管理命令が必要である²⁹⁾。日本の外国倒産手続の承認に関する規律は、自動承認制を採るドイツ法や主手続の承認によって自動的に一定の効果を認める UNCITRAL 国際倒産モデル法とも相違する³⁰⁾。その理由は、外国倒産手続の効力に対する日本国内の利害関係者の予測可能性や倒産手続の効力が国ごとに様々であり、裁判所が個々の事案に応じて適切な処分を選択する方が望ましいこと、裁判所の判断の迅速性等への考慮などにある³¹⁾。

③ ドイツ倒産法

ドイツ倒産法は、外国倒産手続の自動承認制を採る（InsO 343 条 1 項）³²⁾。その対象は、外国手続の開始決定、保全措置、その他実施・終了に関する決定である（InsO 343 条 2 項）。外国管財人の申立によって、ドイツの裁判所は外国倒産手続を公告し（InsO 345 条）、土地登記簿などに登記させる（InsO 346 条）。

承認により外国倒産手続の効力がドイツ国内に拡張される³³⁾。倒産手続とその効力は手続開始国法による（InsO 335 条）。これは、倒産手続が内外国のいずれであるかを問わず適用される原則規定であり³⁴⁾、たとえば破産財団の範囲等は手続開始国の法によることになる。もっとも、公序による制限が認められている³⁵⁾。外国倒産手続の効力を基本的に承認するものの、その実体的効力などの一部につきドイツの公序に反することを理由に承認されないこともありえる³⁶⁾。

29) 承認援助法 36 条、深山卓也ほか・注 26) 18 頁。

30) 深山卓也ほか・注 26) 14 頁。モデル法 15 条以下。山本和彦『国際倒産法制』（2002 年）247 頁以下も参照。他方、三上威彦『倒産法』（2017 年）687 頁は、モデル法 17 条は自動承認制度を採るという。

31) 深山卓也ほか・注 26) 15 頁。

32) BT-Drucks 15/16, S.21 によれば、裁判所の倒産手続のみならず、裁判所外の倒産手続も広く承認され、343 条 1 項の「裁判所」は倒産手続を開始・監督するあらゆる当局（Stelle）を含む、という。もっとも、Andres/Leithaus, *Insolvenzordnung*, 3. Aufl., 2014, § 343, Rn.11 (Dahl) は、外国裁判所で開かれる手続でなければならない、という。

33) Münchener Kommentar zur Insolvenzordnung, 3. Aufl., 2014, Vorbemerkungen vor § § 335 ff., Rz.35 (Reinhart)。

34) たとえばドイツの倒産手続において、ドイツ人の債務者がオーストリアで得た収入を差押えることができるかどうかは、オーストリア法でなくドイツ法により決まることにある。Gottwald, *Insolvenzrechts Handbuch*, 5. Aufl., 2015, § 132, Rz.46 (Kolmann/Keller)。

35) Gottwald, *Insolvenzrechts Handbuch*, 5. Aufl., 2015, § 134, Rz.51 (Kolmann/Keller)。

36) BT-Drucks 15/16, S.21。

これに対し、台湾法草案では公序審査が先行し、承認決定を下すのであり、「効力は外国手続法による」という原則に対する例外・留保規定もないため、承認を決定された外国手続の効力の一部が台湾法の公序に反する場合の処理につき問題になろう。草案 310 条は承認の取消を認めるが、部分的に取消することができるのか疑問が残る。台湾「涉外民事法律適用法」8 条の公序規定に基づいて、当該部分の外国倒産法を適用しない方法も考えられよう。外国手続の決定や命令を執行するには台湾裁判所の執行許可決定が必要であり、その際に公序の審査が行われる（311 条）。

(2) 外国倒産手続と準拠法

① 台湾法草案

承認された外国倒産手続の効力は、当該外国の法による（304 条 2 項）。したがって、外国倒産手続が有する効力、たとえば債務者による財産処分
の禁止効、債務者に対する訴訟や執行手続の中止効などが、承認決定により台湾国内に拡張される、と解することになろう。304 条 2 項の例外規定として、労働関係（306 条）、相殺権（307 条）、否認権（308 条）についての特別規定がある。これら倒産抵触法の性質を有する諸規定は、ドイツ倒産法を参考とするものである³⁷⁾。

ア) 台湾法草案 306 条は、「外国裁判所倒産手続が労働関係に対して生ずる効力に関しては、被用者にとって中華民国法がより有利である場合、中華民国法を適用する」と規定し、被用者を保護する趣旨である³⁸⁾。

イ) 台湾法草案 307 条は、「債権者の相殺権は、その債権に適用すべき法によって、倒産手続開始時に行使できるのであれば、外国裁判所の倒産手続の開始に影響されない」、と定める。

37) 草案は本来これらの規定がなかった。2013 年 7 月 1 日の起草会議において、ある起草委員（ドイツ法学博士、教授）は、草案の規定はドイツ法と比較して不十分だと指摘した。司法院破産法研究修正資料彙編 16 冊 912-915 頁。2 週間後の会議において、当該委員より、ドイツ法を参考にしたこの 3 か条の原案が提出され（彙編 16 冊 967 頁）、局部の文字修正を経て、草案の条文となった。彙編 16 冊 952-954 頁。

38) 労働者の解約自由を保護する日本の民法第 631 条のような規定（三上威彦『倒産法』（2017）293 頁）は台湾にはなく、労働基準法 11 条が廃業の場合に使用者が労働契約を解除できると定める。

（倒産外の）相殺の準拠法については、日本では自働債権と受働債権の累積適用とするのが通説とされる³⁹⁾。フランス、イタリア、スペインでも累積適用説が通説とされ、欧州司法裁判所がこの見解にしたがったこともある⁴⁰⁾。これに対して、スイスやドイツにおいては、相殺による決済を強いられる受働債権の債権者の保護の観点から、受働債権の準拠法によるべきとされる⁴¹⁾。2008年ローマI規則（Nr. 593/2008）も受働債権の準拠法を相殺の準拠法とする（17条）。台湾の国際私法には明文規定がなく、学説では累積適用説が支配的である⁴²⁾。台湾法草案は、自働債権の準拠法を相殺の準拠法とするように見えるが、起草記録では特に説明・議論が見あたらない⁴³⁾。

ウ）台湾法草案308条は、「法律行為の否認要件は、倒産手続が開始された国の法による。ただし、その法律行為に本来適用されるべき他の国の法律によれば、その法律行為は否認されないと受益者又は転得者が証明した場合、この限りでない」と定める。日本法およびモデル法には、否認権の準拠法について規定がない。

また、草案309条2項は、「外国裁判所の倒産手続の開始後、裁判所の承認決定公告前に、債務者が中華民国内の財産について行った有償行為について、相手方が事情を知らない場合、債権者に対抗することができる。無償行為であるか、または相手方が事情を知っていた場合には、債権者の受けた利益を限度に限って対抗することができる」とする。これは、台湾裁判所が承認を公告する前に、外国倒産手続が台湾国内で知られているとは限らないので、債務者と取引をする善意の第三者を保護するためである（立法理由）。外国倒産手続の効力の発生時点を定める309条に含まれるものの、否認権についても適用されると思われる。

エ）台湾法草案309条3項も、「債務者の債務者は外国裁判所が倒産手

39) 木棚照一＝松岡博＝渡辺惺之『国際私法概論』（2007年5版）184頁（木棚）。

40) MüKoBGB/Spellenberg, 7. Aufl., 2018, Rom I-VO Art. 17 Rn. 2.

41) Kropholler, Internationales Privatrecht, 5. Aufl., 2004, S. 489.

42) 蘇遠成『国際私法』（1990年5版）259頁；劉鐵錚＝陳榮傳『国際私法論』（2008年4版）312頁。

43) 起草過程において自働債権の準拠法を相殺の準拠法とするものの当否につき全く説明・議論がなく、意識されていないようにもみえる。そのため、本条は判断の時点を定めるもので、相殺の準拠法を定めるものではない、と限定的に解釈すべきであろう。

続を開始した後に弁済をした場合、155条の規定を準用する」と定める。草案155条は、破産者の債務者が破産を知らずにした弁済を有効とする現行破産法76条と同様の規定である⁴⁴⁾。

オ) 草案は、個々の援助処分を必要とする日本法とは異なり、自動承認制度を採用する。草案は、ドイツ倒産法の諸規定を参照しながらも、306～308条のみの規定を置く。起案者の説明を重視すると⁴⁵⁾、それら以外の諸問題については倒産手続国の法が適用されることになる。しかし、内国取引の保護に十分であるか問題が残されるであろう。

② 日本法

承認援助法は実体準拠法・倒産実体法に関して規定を置いていない。「一義的に合理的な規律を設けることは極めて困難」という認識に基づき、解釈に委ねることとしたとされる⁴⁶⁾。外国管財人には国内倒産手続の開始申立権が付与されているので、日本の倒産手続の開始を申し立て、日本法上の否認権を行使することができ、大きな不都合はないとする⁴⁷⁾。

③ ドイツ法

ア) 不動産の物権や利用権に関する契約に対する倒産手続の効力は不動産所在国の法により、船舶や航空機抵当権などの登記のある物権に関しては登記国法による(InsO 336条)⁴⁸⁾。外国倒産手続の承認やドイツでの倒産手続の開始とは無関係に適用される⁴⁹⁾。

ドイツ国内にある不動産に関する契約関係(双務契約の解約選択権の有無や倒産手続の解約期限に対する影響など)については、ドイツ倒産法

44) 同様の規定はフランスやイギリスにはないといわれる。竹下守夫ほか『破産法比較条文の研究』(2014)199頁。

45) 司法院草案のパブリックコメントにおいて、EU法を参考に準拠法規定を充実させるべきとの意見が寄せられた(司法院破産法研究修正資料彙編17冊470頁以下)のに対し、306-308条の原案を作成した起草委員は、ドイツ倒産法には準拠法の規定が多いが、必要な規定はすべて草案に納めており、それ以上の規定を置く必要はない、とする(2014年9月1日第84回会議記録、彙編17冊890頁)。

46) 深山卓也ほか・注26)22、23頁。

47) 同上4頁。

48) 類似の規定としてEU2015年倒産規則11条1項がある。

49) Braun/Tashiro, 7. Aufl., 2017, InsO § 336, Rz.1-3.

103条以下の規定が適用されることになる⁵⁰⁾。この特別連結は、賃借人に対する社会保護に由来する。すなわち、賃借人は社会的弱者であり、事前予測しにくい外国倒産手続の影響を受けないよう保護されるべきとされる⁵¹⁾。台湾法草案はこのような規定はない。

イ) 労働関係に関しては、ローマ I 規則が定める労働関係の準拠法による (InsO 337 条)⁵²⁾。

ウ) 倒産手続開始の時点において、債務者の債権の準拠法により倒産債権者が相殺をすることができるのであれば、その権利は倒産手続の開始に影響されない (InsO 338 条)。

本条に関しては、特別連結規定とする見解⁵³⁾と実体法規定 (Sachnorm) とする見解⁵⁴⁾がある。

一般に、相殺の「実体法上の要件」は、相殺の準拠法により判断される。倒産手続開始により相殺が制限または禁止される可能性があり、相殺の「倒産法上の許容性」は倒産手続の効力問題であり、ドイツ倒産法 335 条によって倒産開始国法による。もっとも、相殺の要件の準拠法については、見解が分かれる⁵⁵⁾。相殺のすべての要件は専ら倒産手続開始国法によるとする見解のほか、相殺の実体法上の可否については実体準拠法により、相殺権行使の可否については倒産手続開始国法によるとする見解がある⁵⁶⁾。前者では実体法上の準拠法につき準拠法が変更する可能性がある⁵⁷⁾。ドイツ倒産法 338 条の目的は、本来 (倒産手続がなければ) 相殺ができる債権者の利益を保護することにある。

エ) 手続開始国の法による否認権の要件が充足された場合、法律行為

50) Braun/Tashiro, a.a.O., § 336, Rz.2 f.

51) BT-Drucks. 15/16, S. 18.

52) 2015 年 EU 倒産規則 13 条に対応する。ローマ I 規則は直接に国内法的効力を有し、ドイツ国際私法 (EGBGB) から労働契約に関する規定が削除された。

53) MüKoInsO/Reinhart, 3. Aufl., 2014, InsO § 338 Rn. 1.

54) MüKoBGB/Kindler, 6. Aufl., 2015, InsO § 338 Rn. 1.

55) Gottwald, Insolvenzrechts- Handbuch, 5. Aufl., 2015, § 133, Rn.88 (Kolmann/Keller); Braun/Tashiro, 7. Aufl., 2017, InsO § 338 Rn. 3.

56) 日本においては、国際倒産における相殺は手続開始地の法によるとの見解が有力である (芳賀雅顕「国際倒産における担保権」明治大学法科大学院論集 7 号 (2010 年) 370 頁、本問 = 中野 = 酒井『国際民事訴訟法』(2012 年 2 版) 220 頁 (本問))。

57) EU 倒産法に関する議論につき、MüKoBGB/Kindler, 7. Aufl., 2018, EuInsVO Art. 7 Rn. 22 ff.; Mankowski/Müller/Schmidt/Müller, 1. Aufl., 2016, EuInsVO 2017 Art. 7 Rn. 25 ff. を参照。

は否認されうるが、否認の相手方が、その法律行為の準拠法が他の国の法であって、その準拠法によれば当該法律行為を否認することができないことを証明したときは、この限りでない (InsO 339 条)⁵⁸⁾。

オ) 特定の金融取引について特則を定めるドイツ倒産法 340 条に相当する規定は、台湾法には見られない。

カ) ドイツ倒産法 349 条 1 項は、内国の取引安全を図るため、登記を信頼する第三者の保護に関するドイツ法の適用を定める⁵⁹⁾。本条は外国倒産法の効力を制限する一方的な抵触規則とすることができる⁶⁰⁾。土地登記簿、船舶登記簿、航空機抵当権登記簿等に登記した破産財団に属する物や権利を債務者が処分した場合、ドイツ民法 878 条、892 条等の善意取得に関する規定が適用される。ドイツ倒産手続における善意取得に関する規定の適用は、外国倒産手続の承認によって影響されない⁶¹⁾。

また、請求権を保全するための仮登記がある場合、債権者が倒産財団に履行を請求することができる (InsO 349 条 2 項、106 条)。

台湾法草案にドイツ倒産法 349 条 1 項に相当する規定はないが、善意の第三者保護は草案 309 条 2 項によって図られるであろう。ドイツ倒産法 349 条 2 項は、仮登記制度の相違により台湾法と相入れないと思われる⁶²⁾。

キ) 倒産者に対する弁済について、ドイツ倒産法 350 条は、弁済時に倒産手続の開始を知らなかった場合、弁済を有効とする⁶³⁾。

ク) 外国倒産手続の開始時点においてドイツ国内に所在する物⁶⁴⁾ に関してドイツ法により認められる取戻権または別除権は、外国倒産手続によ

58) EU 2015 年倒産規則 16 条に対応する。ドイツ法 339 条は EU 倒産規則に範を取ったものである。BT-Drucks 15/16, S.19. 政府草案は本来、累積適用を定めるものだという。

59) EU 2015 年倒産規則 17 条に対応する。

60) MüKoInsO/Thole, 3. Aufl., 2014, InsO § 349 Rn.1f.; Braun/Ehret, 7. Aufl., 2017, InsO § 349 Rn.2.

61) Braun/Ehret, 7. Aufl., 2017, InsO § 349 Rn. 5.

62) 台湾の土地法 79 条の 1 によれば、登記名義人の処分は仮登記 (「予告登記」) された請求権を妨害すると無効となるが、仮登記は民事執行に基づく登記を排除する効力がない。他方、ドイツ法では、仮登記は本権利と同様の保護を受ける (ZVG 48 条、InsO 106 条)。Wolf/Wellenhofer, Sachenrecht, 31.Aufl., 2016, S. 278.

63) これは倒産実体法規定 (Sachnorm) である (Braun/Ehret, 7. Aufl., 2017, InsO § 350 Rn. 3.)。

64) 有体物及び権利を指す (MüKoInsO, 3. Aufl., 2014, InsO § 351 Rn. 5 (Thole).)。債権の場合、債務者の住所が債権の所在地とされる (Ibid, Rz.6.)。

り影響されない（InsO 351 条 1 項）⁶⁵⁾。外国倒産手続の効力拡張を制限する規定となる⁶⁶⁾。外国倒産手続によって担保権の価値が著しく減ぜられ、国内の経済秩序への信頼が損なわれることを回避する規定である⁶⁷⁾。

債務者の内国不動産上の権利に対する外国倒産手続の効果はドイツ法による（InsO 351 条 2 項）。ドイツの物権法や土地登記法と相入れない外国法の効力を排除するのである⁶⁸⁾。債務者の内国不動産に対する権利の制限は、内国倒産手続の場合と同様である⁶⁹⁾。倒産に関する不動産登記や換価もドイツ法によって行われる⁷⁰⁾。

台湾法草案には、ドイツ倒産法 351 条に相当する規定はない。台湾倒産法により別除権・取戻権が認められても、倒産手続国の法がそれを認めない場合、内国取引安全の保護について問題が生じうる。

（3）並行倒産

外国手続の承認において、モデル法と日本法は、主たる手続と従たる手続を区別するが、台湾法草案及びドイツ倒産法は手続の主・従を区別しない。

① 日本法

債務者の主たる営業所や主たる事務所地ないし住所地で開始された外国手続を主手続、それ以外の手続を外国従手続とする（倒産援助法 2 条）。外国手続の主従を問わず、日本の裁判所は、裁量で援助処分を行い、この

65) EU 2015 年倒産規則 8 条に対応する。Uhlenbruck/Lüer, 14. Aufl., 2015, InsO § 351.

66) 抵触法規定でなく実体法規定（Sachnorm）とする見解（Braun/Ehret, 7. Aufl., 2017, InsO § 351 Rn. 1; MüKoBGB/Kindler, 7. Aufl., 2018, InsO § 351 Rn. 4.）と抵触法規定と理解する見解（K. Schmidt InsO/Brinkmann, 19. Aufl., 2016, InsO § 351 Rn. 4.）がある。日本では、担保権の扱いに関する問題の準拠法について、(1)倒産手続開始国の法、(2)担保物権の準拠法、(3)目的物所在地法など見解が分かれる（芳賀雅顕「国際倒産における担保権」明治大学法科大学院論集 7 号（2010 年）363-364 頁。本間＝中野＝酒井『国際民事訴訟法』（2012 年 2 版）220 頁（本間）は、法廷地（手続開始地）法によるとする）。

67) BT-Drucks. 15/16, S.23 f.

68) Braun/Ehret, 7. Aufl., 2017, InsO § 351 Rn. 5.

69) BT-Drucks. 15/16, S.24.

70) Braun/Ehret, 7. Aufl., 2017, InsO § 351 Rn. 18 ; BeckOK InsO/Weissinger, 8. Ed. 31.10.2017, InsO § 351, Rz.18 ff., Uhlenbruck/Lüer, 14. Aufl., 2015, InsO § 351 Rn. 17.

限度では相違を生じない。ただし、原則として承認されるのは一つの手続だけあり、同一の倒産者について複数の外国倒産手続の承認が求められた場合、主手続と従手続の間では主手続が優先し、複数の従手続においては「債権者一般の利益」を基準に援助対象が決められる（同法 62 条）。すでに内国倒産手続が開始されている場合でも、「債権者の一般の利益に適合」し⁷¹⁾、「日本国内の債権者の利益が不当に害されるおそれがない」⁷²⁾ならば、外国「主」手続に限り承認され、同時に内国手続が中止される（同法 57 条 1 項 1 号）。日本法は「一債権者一手続」を原則とし、競合する手続は承認されないか、あるいは中止され、手続間の調整問題を生じない。

② アンシトラルモデル法

アンシトラルモデル法は、債務者の「主たる利益の中心地」（COMI）で開始される手続を主手続、営業所の所在地国で開始される手続を従手続とする（2 条）。債務者の本店所在地や常居所地は「主たる利益の中心地」と推定される（16 条 3 項）。外国の主手続が承認されると、債務者に対する訴訟・執行の中止、債務者の財産処分禁止効などが内国でも生じる（同 20 条）。外国手続が従手続である場合、内国裁判所が外国管財人の申立てにより救済を付与する（21 条）。複数の外国手続の競合を認め、主手続優先の原則に従い、手続間の調整を図る（26 条 2 項、27 条、30 条）。

モデル法は、内外手続の競合を認める。外国主手続の承認後、内国手続の効力は基本的に内国所在財産に限定されるが、外国主手続との調整が必要である限り、外国所在の財産に及ぶこともある（28 条）⁷³⁾。そして、内外手続が競合する場合、内国手続優先の原則にしたがい手続の調整を図る（29 条）。

EU 2015 年倒産規則においても、債務者の利益中心地で開始される手続

71) 例として、日本で清算手続が、外国で再建手続が開始され、事業を解体するよりも事業を継続させた方が、弁済率が高くなると見込まれる場合があげられている（深山卓也ほか・注 26）293 頁）。

72) 例として、日本の倒産手続での多数の優先債権者が、外国倒産手続においては優先権が確保されず、弁済額受領を減じられてしまう場合である（深山卓也ほか・注 26）294 頁）。

73) たとえば、アジア全域を統轄する A 国法人の B 国支店の管轄下にあるアジア諸国での財産は、A 国の主手続ではなく、B 国の倒産手続に服する可能性がある（山本和彦『国際倒産法制』316 頁）。

を主手続とし（3条1項）、支店・営業所が所在する構成国で開始される従手続の効力を当該構成国に限る（3条2項）。

③ ドイツ

ドイツ倒産法は、主手続と従手続を区別しないが、倒産手続承認の要件として倒産開始国の管轄権が規定され（InsO 343条）、債務者の経済活動の中心地（この地がなければ、債務者の普通裁判籍所在地）の専属管轄とする結果（InsO 3条1項）、実質上主手続のみが承認適格を有することとなる。管轄裁判所が複数ある場合、最初に申立てられた裁判所以外の裁判所の管轄権が否定され、複数の外国手続が承認され競合することは生じないことになる（InsO 3条2項）。

また、ドイツ法は内外手続の並行を認める。外国の手続を承認しても、内国財産に対する倒産手続を行うことができる（Sekundärinsolvenzverfahren、InsO 356条）。承認された外国手続と並行する内国手続は、その効力が債務者の内国における財産に限られ、この限度において内国手続が優先し、外国手続の効力はドイツ国内における債務者の財産に及ばない⁷⁴⁾。ドイツに国際管轄がなく、すべての債務者財産を対象とする倒産手続を開始することができないとしても、債務者がドイツ国内に営業所や財産を有する場合、債務者の内国財産に対する倒産手続を開始することができる（Partikularverfahren、InsO 354条）。その内国倒産手続は、その破産財団の範囲が内国所在の財産に限られる⁷⁵⁾。

④ 台湾法草案

台湾法草案は、外国手続の承認について主手続・従手続の区別がないという点でドイツ法と共通する。しかし、草案においては、債務者財産の所在による倒産管轄を認め（草案7条）、間接管轄について特別の規定を置かないため、ドイツ法よりも広い範囲の外国手続が承認されることになろう。

倒産手続が併存する場合、複数の外国手続が承認されるならば、たとえば倒産者の財産管理処分権の帰属につき問題を生じよう。

74) Braun/Delzant, 7. Aufl., 2017, InsO § 354 Rn. 21.

75) Braun/Delzant, a.a.O., Rn.14.

また、草案は内外倒産手続の競合を認める。外国で倒産手続が開始された場合、台湾の倒産手続の開始原因があると推定され⁷⁶⁾、外国管財人は台湾で債務者に対する倒産を申立てることができる(313条)。外国手続と競合する内国手続の効力が債務者の国内財産に限るとする規定はない。

草案314条1項は、「債務者が中華民國の裁判所で倒産を申し立てた場合、その決定が確定するまで、外国裁判所の倒産手続の承認申請手続を決定で停止すべきである。ただし、その承認が内国債権者により有利である場合、この限りでない」と規定し、同条3項は、「裁判所は外国裁判所の倒産手続を承認する場合、倒産の申立を却下することができる」と定める。その立法理由において、「内国債権者の利益を保護するため、我が国の裁判所の倒産処理手続を優先すべきであるから、第1項を設ける。しかし、外国倒産手続の承認が内国債権者にとってより有利である場合、例えば、当該手続が債務者の主たる利益の中心地で行われたものや、債務者の主な財産が外国に所在し内国の財産が微少な場合、それを承認した方が宜しい」とされる。そこにはモデル法を意識した主手続を優先する姿勢が窺える。また、同条3項の立法理由において、外国倒産手続が承認される場合、「手続の重複を避けるため」に内国倒産手続の申立を却下できる旨を規定するが、台湾において更に倒産手続を開始した方が適切と判断される場合には、315条1項により、承認された外国手続は内国手続に影響しない、とされる。

草案315条は、外国倒産手続の承認が台湾の倒産手続に影響しないとし、台湾での倒産手続開始後に承認した外国手続の進行を決定で停止できることを規定する。内外「二手続の並行」の回避が立法理由とされるが、内外手続の並行を認めつつ、内国手続を優位に置く結果となる。

他方、草案304条2項は、承認された外国裁判所の倒産手続の効力につき当該外国の法律によるとしつつ、内国倒産手続が開始された場合又は別段の定めがある場合には「この限りでない」とする。立法理由において、債務者が台湾に倒産手続がある場合に、台湾国内の債権者の利益保護のために「例外的に外国倒産手続の台湾における効力を排除する」と説明されている。内国倒産手続が開始される場合には、外国倒産手続の効力は排除されることになるとするならば、315条2項との関係が問題となるであろう。

76) ドイツ法にも類似規定があるが(InsO 356条)、英・米・仏法にはないとされる(竹下守夫ほか『破産法比較条文の研究』(2014)102頁)。

内外の倒産手続が並行する場合の調整に関する規定として、316条（内外の管財人による債権者代表として他国手続への参加）、317条（内外の管財人の情報交換・協力）、318条（ホッチポット・ルール）等がある。また、台湾国内における債務者財産の処分、配当および海外への移動は、裁判所の許可を必要とし、台湾の債権者の利益を不当に損なう場合、裁判所は許可をすべきではない（305条）。許可なしに行われた行為は無効であるが、取引の安全を保護するために、善意の第三者に対抗することができない（305条4項）。日本の承認援助法35条に倣ったものであろう。許可なしに債務者の財産を海外へ移動する債務者や管財人は3年以下の懲役若しくは90万元以下の罰金に処せられる（328条）。これも日本の承認援助法69条に倣ったものであろう。

4 おわりに

台湾の国際倒産法草案が日本法とドイツ法を参考にしたことは明らかである。日本とドイツの国際倒産法の規律はタイプを異にする。台湾法草案は日本法とドイツ法の規定をそれぞれ部分的に採り入れたハイブリッドなものに映る。ドイツ法の要素と日本法の要素を併せ持つことは、台湾法草案の特色と評することができよう。台湾法草案が大きな進展であることは間違いがないが、多くの課題を残してもいる。今後の展開を見守りたい。

[本稿は、2018年2月24日早稲田大学で行った国際民事執行・保全法研究会の報告に基づくものであり、文部科学省科研費の助成の成果である（課題名「多様な権利内容に応じた実効的な国際的権利保護制度の構築」、課題番号16H01990）。ここに助成に対する謝意を記したい。]

【参考資料】

台湾倒産法草案 第6章「外国倒産手続の承認」（仮訳）

297 条 外国裁判所の倒産手続の承認は、台北地裁の管轄に専属する。

前項の承認の申請は、外国の監督人又は管理人が行う。監督人又は管理人がいないときは、債務者が行う。

298 条 外国裁判所の倒産手続の承認申請は、書状を提出し、次の書類を添付しなければならない。

- 一 外国裁判所が倒産手続を開始する裁判書の正本または認証された謄本や複写
- 二 監督人または管理人の資格を証する文書
- 三 債務者が外国に有する財産状況の説明書およびその債権者、債務者の名簿
- 四 外国裁判所の倒産手続が適用する外国法規または裁判例
- 五 前四号の文書は外国語で作成される場合、その漢訳

前項の申請を債務者が行う場合、監督人や管理人が選任されていないことを証する文書を提出しなければならない。

第一項の申請書には、監督人・管理人または債務者が中華民国内において事務を処理する代理人およびその所在場所を記載しなければならない。

299 条 次に掲げる事情が一つでもある場合、裁判所は決定で外国裁判所の倒産手続の承認申請を棄却しなければならない。

- 一 中華民国の法律により、外国裁判所が管轄権を有しない
- 二 内国の債権者の利益を不当に害する
- 三 中華民国の公共の秩序または善良の風俗に反する

外国裁判所の倒産手続の所属国が中華民国裁判所の倒産手続を承認しない場合、裁判所は決定で申請を棄却することができる。

300 条 裁判所が承認を決定する前に、必要があれば、申立人に対して、外国裁判所の倒産手続の重要な内容や効力に関する資料の提供を命じることができる。

申立人が前項の命令で求められた資料の提供を怠ったとき、裁判所はその申立を棄却することができる。

301 条 外国裁判所の倒産手続を承認する決定には、その年、月、日、時刻を記載し、即時にその効力を発生する。

前項の決定は公告すると共に、申立人に送達する。

第 27 条及び第 145 条の規定は、第 1 項の決定に準用する。

302 条 裁判所は外国倒産手続を決定で承認した後、次の事項を公告する：

- 一 承認決定の主文及びその年、月、日、時
- 二 倒産手続を開始する外国裁判所の裁判
- 三 外国裁判所倒産手続の重要な内容及び効力
- 四 中華民国内において倒産処理事務を行う代理人及びその住所

第 76 条、第 144 条及び第 236 条の規定は、前項の公告について準用する

303 条 第 36 条から第 39 条までの規定（注：保全処分と保管理人の選任に関する規定）は、外国裁判所倒産手続の承認申請について準用する。

304 条 承認される外国裁判所の倒産手続は、債務者または利害関係者が中華民国内に有する財産に対しても効力を有する。

承認された外国裁判所の倒産手続の効力については当該外国の法による。ただし、債務者について中華民国での倒産手続があるとき、または本章に別段の定めがあるときは、この限りでない。

305 条 中華民国内における債務者財産の処分、配当および海外への移出は、裁判所の許可を申し立てる必要がある。

前項の許可決定は公告し、申立人、外国監督人又は管理人に送達しなければならない。

第一項の申立は内国債権者の利益を不当に損なうおそれがあるとき、裁判所は許可をすべきでない。

第一項の規定に反してされた行為は無効とする。ただし、その無効をもって善意の第三者に対抗することはできない。

306 条 外国裁判所の倒産手続が労働関係に対して生ずる効力については、被用者にとって中華民国法がより有利である場合、中華民国法を適用する。

307 条 債権に適用されるべき法により倒産手続開始時において行使可能な債権者の相殺権は、外国裁判所の倒産手続の開始に影響されない。

308 条 法律行為の否認の要件は、外国裁判所の倒産手続が開始された国の法律による。ただし、受益者または転得者が、その法律行為に本来適

用されるべき他の国の法によれば否認を認められないことを証明した場合は、この限りでない。

309 条 承認された外国裁判所の倒産手続は、特段の定めがある場合を除いて、外国裁判所が倒産手続を開始した時点に遡及して、その効力を生ずる。

外国裁判所の倒産手続の開始後、裁判所の承認決定公告前に、債務者が中華民国内の財産について行った有償行為について、相手方が事情を知らない場合、債権者に対抗することができる。無償行為であるか、または相手方が事情を知っていた場合には、債権者が受けた利益を限度として対抗することができる。

債務者の債務者が外国裁判所の倒産手続の開始後に弁済した場合、155 条の規定を準用する。

310 条 次に掲げる事由がある場合、裁判所は、利害関係者の申立又は職権により、外国倒産手続の承認を決定で取り消す。

- 一 外国裁判所の倒産手続に第 299 条の事由があるとき
- 二 外国裁判所の倒産手続が終了又は取り消されたとき
- 三 監督人、管理人又は債務者が 298 条 1 項、300 条 1 項により提出した書類、資料に偽造、変造又はその他の虚偽があるとき
- 四 監督人、管理人又は債務者に重大な義務違反があるとき

前項の決定は公告すると共に、申立人、外国監督人又は管理人及び債務者に送達する。

311 条 外国裁判所の倒産手続においてされた裁判の強制執行の申立てについては、裁判所の許可決定が必要であり、かつ、299 条の規定を準用する。

312 条 第 297 条から第 301 条、第 304 条、第 305 条、第 310 条及び第 311 条の規定は、外国裁判所が倒産手続を開始する前にされた保全処分について準用する。

313 条 債務者が外国裁判所で倒産手続を開始された場合、中華民国において倒産手続を開始する原因事実があるものと推定する。

外国監督人又は管理人は中華民国の裁判所に対して、債務者の倒産手続の開始決定を申し立てることができる。

314 条 債務者が中華民国の裁判所で倒産を申し立てた場合、その決定が

確定するまで、外国裁判所の倒産手続の承認申請手続を決定で停止すべきである。ただし、その承認が内国債権者にとってより有利である場合には、この限りでない。

前項の停止決定に対しては、抗告することができない。

裁判所は、外国裁判所の倒産手続を承認する場合、倒産の申立を棄却することができる。

315 条 承認された外国裁判所の倒産手続は、中華民国裁判所の倒産手続の開始および進行に影響を与えない。

中華民国裁判所は倒産手続の開始を決定した後、承認された外国裁判所の倒産手続の進行を決定で停止することができる。

前項の決定は公告し、かつ、外国手続の監督人又は管理人に送達すべきである。

316 条 外国監督人又は管理人は、債権を届け出たが中華民国裁判所の倒産手続に参加していない債権者を代理して、中華民国裁判所の倒産手続に参加することができる。

中華民国裁判所倒産手続の監督人又は管理人は、債権を届け出たが外国裁判所の倒産手続に参加していない債権者を代理して、外国裁判所の倒産手続に参加することができる。

317 条 中華民国裁判所の倒産手続の監督人又は管理人は、外国監督人又は管理人に対して、必要な協力および情報の提供を請求ことができ、かつ、外国監督人又は管理人に必要な協力および情報の提供をすることとする。

外国監督人又は管理人は、中華民国裁判所の倒産手続の債権者会議又は関係者会議において、意見を述べることができる。

318 条 外国裁判所の倒産手続において弁済を受けた債権者は、中華民国裁判所の倒産手続において、他の債権者の同順位債権が同じ割合の配当を受けるまで、その債権に付配当を受けることができない。

債権者が外国裁判所の倒産手続で弁済を受ける予定であれば、中華民国裁判所の倒産手続で配当される金額については、他の債権者の同順位債権の受けた配当が同じ割合の弁済に達し、又は相当の担保を提供した場合に限り配当を受領することができる。担保が提供されないときは、それを供託することとする。

論 説

319 条 本章の規定は、中国大陸および香港、マカオの裁判所の倒産手続について準用する。

320 条 本章の規定は、外国、中国大陸および香港、マカオの行政機関が行う倒産処理手続で、本法の定める和議、破産又は整理（「重整」）に相当する手続について、準用する。